

タイムズカー貸渡約款 新旧対比表(2026年10月1日改定)

	新	旧
第21条	<u>4. 第1項の注意義務は、会員自らの行為に限らず、追加運転者または同乗者による行為についても及ぶものとします。</u>	(新設)
第22条 第1項	<u>(5)カーシェアリング車両で、海岸、河原、山林等のオフロード、または動物がカーシェアリング車両に触れることが可能なサファリパーク等、カーシェアリング車両が通常の範囲を超えて汚損、毀損することが予見できる場所に立ち入ること。</u>	(新設)
第22条 第1項	<u>(11)当社の承諾を受けることなく、カーシェアリング車両の車載品及びステーションに設置された設置物を、当社が認める目的以外に使用すること、又はその使用を妨害すること。</u>	(新設)
第25条	<u>6. 当社は、前項に基づき免責額を設定した場合、当社が必要と認めるときは、当該免責額が設定されている旨を、会員、当該会員に係る家族会員及び法人会員に対して通知することができるものとします。</u>	(新設)
第25条	<u>7. 会員が、免責額の設定期間内に、本サービスを退会した後再入会した場合、又は契約プランを変更した場合であっても、当該期間中は免責額が設定されます。</u>	(新設)
第32条 第4項	(2)運転免許証、パスポート、クレジットカード等(ETCカードを含み、以下同様とします)、貨幣、紙幣、印紙、郵便切手、有価証券、金券、貴金属、携帯電話及び宝石については、所轄の警察署に遺失物として届け出て引き渡します。ただし、届出が受理されない場合には、回収した日から3か月間保管し、その間に所有者の氏名及び住所が判明した場合には当該所有者(クレジットカードについては発行会社)に引取りを催告します。そして、回収した日から3か月の間に所有者の氏名及び住所が判明しなかったとき、又は所有者から引取りの申出がないときは廃棄します。	(2)運転免許証、パスポート、クレジットカード(ETCカードを含み、以下同様とします)、貨幣、紙幣、印紙、郵便切手、有価証券、金券、貴金属、携帯電話及び宝石については、所轄の警察署に遺失物として届け出て引き渡します。ただし、届出が受理されない場合には、回収した日から3か月間保管し、その間に所有者の氏名及び住所が判明した場合には当該所有者(クレジットカードについては発行会社)に引取りを催告します。そして、回収した日から3か月の間に所有者の氏名及び住所が判明しなかったとき、又は所有者から引取りの申出がないときは廃棄します。

第 36 条	<p><u>3. 当社は、車載機によって記録された情報ならびに第 37 条に該当するドライブレコーダーの映像について、以下の各号に該当する場合にパーク 24 グループと契約関係のある損害保険会社へ開示することがあります。また、当社は、当該情報の開示に関して、当該損害保険会社から、分析結果、評価結果その他これに準ずる情報のフィードバックを受領する場合があります。</u></p> <p><u>(1) 会員対して提供する商品、サービスの品質向上のため</u></p> <p><u>(2) カーシェアリング車両に関する事故分析のために必要であると判断した場合</u></p> <p><u>(3) カーシェアリング車両に関する安全対策のために必要であると判断した場合</u></p>	(新設)
第 38 条 第 2 項	<p><u>(3) 事故分析等の安全管理の取組、サービスの向上等のために、自動車メーカー等ならびにパーク 24 グループと契約関係にある損害保険会社及びその関連会社へ提供する場合。また、当該提供先より本号の目的を達成するための分析結果等を受領する場合。</u></p>	(新設)

第 39 条	<p><u>第 39 条 (駐車場に設置されたビデオ・カメラ等の情報の取り扱い)</u></p> <p>当社は、タイムズ 2 4 株式会社、タイムズ 2 4 株式会社の提携先または駐車場所有者等が駐車場に設置されたビデオ・カメラ等によって取得した車両ナンバー、車両画像その他の関連情報（以下、「車両情報等」といいます）について、以下の各号に該当する場合に、当該取得者より車両情報等の提供を受け、当社が保有する会員情報と関連付けて利用又は第三者（事故・トラブル等の関係当事者、保険会社、フランチャイジー等）へ提供する場合があります。この場合、当社は第 35 条各項の定めに従い、当該情報を取り扱うものとします。</p> <p><u>(1)本サービス及びカーシェアリング車両に関する事故・トラブル等の特定及び解決のため</u></p> <p><u>(2)本約款に対する違反行為（不正行為、事故の無申告等）の特定のため</u></p> <p><u>(3)返却場所の相違（誤駐車）等の運営状況の把握のため</u></p> <p><u>(4)その他安全管理又はサービス品質維持に関する調査・分析のため</u></p>	(新設)
第 54 条	<p>1. 法人会員は、カーシェアリング車両の借受に関して、登録運転者の行為をすべて法人会員の行為とみなすこと、及び登録運転者の行為により生じる損害賠償義務をすべて法人会員の義務としてその責任を負うことを予め承諾するものとします。<u>なお、登録運転者が第 25 条に基づき免責額を設定されている場合、当該登録運転者の利用中の自動車事故により発生した登録運転者の免責額についても、法人会員が支払う義務を負うことを予め承諾するものとします。</u></p>	<p>1. 法人会員は、カーシェアリング車両の借受に関して、登録運転者の行為をすべて法人会員の行為とみなすこと、及び登録運転者の行為により生じる損害賠償義務をすべて法人会員の義務としてその責任を負うことを予め承諾するものとします。</p>
第 55 条	<p><u>3. 登録運転者は、第 25 条に基づき車両補償に関する免責額を設定されている場合、当該事実について、自己が所属する法人会員に対して当社より提供されることを予め承諾するものとします。</u></p>	(新設)

※条文新設に伴う条数のみの変更は含みません。